最終更新日：2015年10月29日

積水化学工業株式会社
代表取締役社長　高下貞二
問合せ先：経営戦略部 TEL：03-5521-0522
証券コード：4204
http://www.sekisui.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

積水化学グループ（以下、当社グループ）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針とします。その実現に向け、経営の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を追求するとともに、当社社是に掲げる社会的価値の創造を通して、当社が重視する「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応え続けていきます。

「社是」“3S精神”
Service
企業活動を通じて社会*的価値を創造する
Speed
積水を千切の谿に決するスピードをもって市場を変革する
Superiority
際立つ技術と品質で社会*からの信頼を獲得する
＊「社会」とは5つのステークホルダーをはじめとした社会全体

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、コードに制定されている各原則については、
今後対応が必要なものも含めて実施してまいります。実施しない理由を説明する項目はありません。

◆今回実施することとした事項　＊2015年10月29日より実施
1. 上場株式の政策保有に関する基本方針および議決権行使方針の開示【原則1-4.】
2. 株主との建設的な対話に関する基本方針の開示【原則5-1.】
3. 社外役員の独立性基準の策定・開示【原則4-9.】

※今後対応が必要な項目は以下に示すとおりです。
◆〔新たに実施する事項〕　＊2015年度中
1. 指名・報酬等諮問委員会の設置【原則4-10.】【補充原則4-10.1】

◆〔一層進化させることを決定した事項〕
1. 積水ダイバーシティマネジメント方針の制定【原則2-4】
2. 取締役、監査役に対するトレーニング方針の策定・実施【補充原則4-14.2】
3. 取締役会での検討　＊現在、取締役会以外の会議体で対応
 1)株主総会議案への反対票についての分析と対応検討【補充原則1-1.1】
 2)主要な政策保有株式の保有要否の検討【原則1-4】
 3)企業行動指針の実践状況の報告・検討【補充原則2-2.1】
 4)内部通報制度運用状況の報告・検討【原則2-5】
 5)取締役会実効性の分析・評価と結果の開示【原則4-11】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、これまでの当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス向上の取組みを一層進化させ、ステークホルダーの皆様に対して、当社の考え方と取組みについてお伝えすることを目的として、「SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則」を制定・公表しています。

（日本語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgp.pdf
（英語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgpe.pdf

上記原則に加えて、「コーポレートガバナンス・コード」における基本原則・原則・補充原則の全73項目に対する当社の取組み状況や考え方について、現在その実施方法を検討中の項目を含め「コーポレートガバナンス・コード各原則への取組みについて」として、とりまとめ、公表しておりますので下記をご参照ください。

（日本語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgi.pdf
（英語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgie.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
旭化成株式会社	31,039,000	5.96
積水ハウス株式会社	20,592,000	3.95
第一生命保険株式会社	19,681,000	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,515,000	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,039,000	2.69
東京海上日動火災保険株式会社	11,946,000	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY　505225	10,316,000	1.98
積水化学グループ従業員持株会	9,090,000	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385164	8,557,000	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,618,000	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

韓国証券取引所に上場している子会社が1社あり、理事(取締役に相当)は過半数を派遣しているものの、代表理事(代表取締役に相当)は当該事業会社から起用しており、現地の事情に合わせた経営を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長島徹	他の会社の出身者								△			
石塚邦雄	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長島徹	○	帝人株式会社　相談役	長島氏は帝人株式会社相談役を務めており、高機能製品を中心とする素材産業における経営者として培われた豊富な知識と経験を活かした助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。
石塚邦雄	○	・株式会社三越伊勢丹ホールディングス 代表取締役会長執行役員 ・株式会社三越伊勢丹 代表取締役会長執行役員	石塚氏は株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員を務めており、第一線の小売サービス業の経営者としての経験と知識を活かした助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役は会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、定期的に相互の情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。
・内部監査部門と取締役・監査役との連携については、各事業分野における担当取締役や常勤監査役が直接連絡・調整に当たるほか、事務局が指示を受け、必要な調査や情報提供を行う体制を整えています。
＜取締役＞
監査室による内部監査の結果と指摘事項などについては、監査報告書として速やかに各取締役に送付され、指摘事項については担当役員が対応を行い、改善状況を回答しています。加えて社長は定期的に、監査室から直接詳しい状況報告を受けています。
＜監査役＞
監査役会は定期的に内部監査部門と意見交換会を行っており、現状の社内の問題点を把握し、監査役往査の必要性を適宜判断しています。また専任の担当者を置き、社内からの情報の収集や必要なヒアリングの実施などを行っています。
また、監査室による内部監査の結果と指摘事項などに関する改善状況は、監査役へ適時報告されています。各事業分野における担当取締役や常勤監査役が直接連絡・調整に当たるほか、事務局が指示を受け、必要な調査や情報提供を行う体制を整えています。
・監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書確認などにより、その権限が支障なく行使できる体制を当社グループ全体に確立しています。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役、取締役および執行役員と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより相互認識を深めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤徹夫	弁護士													
西育良	公認会計士													
鈴木和幸	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤徹夫	○	東京富士法律事務所　弁護士	小澤氏は、弁護士としての法的視点および幅広い見識と企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
西育良	○	西育良公認会計士事務所　所長 株式会社キリン堂ホールディングス　社外監査役	西氏は公認会計士として、財務および会計に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
鈴木和幸	○	電気通信大学大学院　教授	鈴木氏は大学教授として、品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

・当社の社外取締役・社外監査役には、当社が定める社外役員の独立性基準を満たす十分な独立性を有する人物を指名することとしており、現在の社外取締役・社外監査役の5名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
（社外役員の独立性基準についてはSEKISUI コーポレート・ガバナンス原則の別添資料として公表しておりますのでご参照ください）
・直近事業年度において、長島取締役、石塚取締役とも、取締役会18回のうち18回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
・直近事業年度において、長田監査役（2015年6月退任）は、取締役会18回のうち18回すべてに、監査役会18回のすべてに出席し、品質管理ならびに技術経営に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。大西監査役（2015年6月退任）は、取締役会18回のうち18回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。小澤監査役（2014年6月就任）は、就任後の取締役会14回のうち14回すべてに、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	ストックオプション制度の導入

施策の実施状況	

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・当社の執行役員についてもストックオプションの対象としております。
・当社の従業員については、当社の幹部従業員とし、全社の業績に大きな影響力を持つ地位にあるため、対象にしています。
・関係会社の代表取締役、一部取締役については、連結経営の観点からグループ業績に大きな影響力をもつため、対象にしています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬については、取締役、監査役別に各々の総額を有価証券報告書に開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬は、月次報酬、賞与、ストック・オプションにより構成されており、月次報酬は、役割と責任に応じた一定額を支給しています。また、賞与は、全社業績と配当政策に連動した支給基準に基づき決定し、ストック・オプションは、取締役の職務別に付与数を定めています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

・コーポレート経営戦略部が取締役会事務局となり、取締役会議題の内容に応じて組織横断的に連携して、審議のための十分な資料を事前配布し、取締役から事前質問が出来るような状況を整備します。
・取締役会事務局は、社外取締役に対して事前に訪問して説明を実施するなど審議内容の理解促進に努めます。
・コーポレート監査室および秘書グループが監査役会事務局を担当し、監査役の監査業務および監査役会の運営につき補助を行うとともに、コーポレート各部所と連携し、必要に応じて社外監査役が重要書類の閲覧や各部門責任者へのヒアリングを実施できる体制を整えております。
・監査役会は、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役会＞
取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて株主からの受託者責任を果たすべく、取締役候補・監査役候補・執行役員の選任、取締役・執行役員の報酬の決定、および重要な業務執行の決定などを通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、企業戦略などの大きな方向性を示し、重要な経営資源の配分について決定します。
当社は定款上取締役の員数を１５名以内としておりますが、独立役員の要件を満たす社外取締役2名を選任するとともに、取締役会は10名以内の取締役で構成することとし、取締役会における機動的な経営判断と監督機能の強化を実施しております
＜取締役会の構成について＞
当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性および適正人数を保つこととしています。社内取締役に事業のトップであるカンパニープレジデントと、豊富な経験・専門性を有するコーポレートの統括役員を選任しており、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たしています。
取締役の選任については、現在も経営理念や経営戦略を踏まえて適切に行われていますが、より手続きの公平性・透明性を高めるべく、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会の設置と活用について検討しています。
＜業務執行体制＞
2008年4月より、カンパニー制の下、各カンパニーの事業環境変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。
＜執行役員制度について＞
業務に専念する役員を設け、事業機会への迅速な対応を行います。また、各カンパニーには、カンパニーの最高意思決定機関である「執行役員会」を設け、取締役会から執行役員会へ大幅に権限を委譲しております。なお、執行役員の任期については１年とし、取締役会の決議により選任を行います。
＜監査体制＞
社長の直轄組織である監査室が、グループ全体の業務に関する内部監査を行っております。当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、小西幹男、小川佳男、松浦大であり、各公認会計士は、同監査法人において策定された交代計画に基づき適時交代することとなっております。
また、監査役は、各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部所の調査、重要案件の決裁書の確認等により、監査役が支障なく監査できる社内体制をグループ全体に確立しております。また、社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、社長との相互認識を深めております。
内部監査は、内部監査規則、年間の監査方針及び監査計画書に基づき実地監査を行い、その監査の結果は、社長、取締役、監査役および関係部所に報告されています。また、必要に応じて、被監査部所からの改善回答書の取得やフォロー監査により、内部統制システムの整備・向上に繋げております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。
当社では、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること、および迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しています。
独立性を有する社外取締役2名を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、また監査体制の充実を図ることで経営の透明性、公正性を確保しており、現在の体制は当社に適したものであると判断しております。
さらに取締役会の機能を補完し、より経営の透明性・公正性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会を設置と活用を検討しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を避ける設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月の定時株主総会より、投資家向け電磁的方法による議決権行使制度を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	―――
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイト上に英文を公表しております。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに強化するために、株主総会当日の出席株主に対して、アンケートを実施。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業情報開示方針理念および株主との建設的な対話に関する基本方針を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、東京・大阪等で開催（株主総会は大阪で開催）。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業績概要、決算について四半期に1回開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア地域で定期的にIRを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、IR説明会資料を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部所：経営戦略部IRグループ ／ IR担当役員：取締役執行役員　経営戦略部長	
その他	投資家向けE-mailマガジンを発行。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是及び企業行動指針に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・積水化学グループでは、企業活動の根底にある考え方や方針を示す社是の中で、「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応えることを掲げており、これを実現していくことが、企業の社会的責任（CSR）を果たすことだと考えております。 そのために、「環境」「CS品質」「人材」の3つで「際立ち」、取り組みの基盤をなす「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「コミュニケーション」という3つの「誠実さ」でCSR経営を進めていきます。 なお、CSR経営を進めていく上で、先進企業として際立ち、グローバルの視点で対応することを目的としたCSRに関する下記方針を制定しております。 1）環境経営方針 2）CS品質経営方針 3）安全方針 4）人材・人権方針 5）社会貢献活動方針 各方針の詳細、具体的な取組みについては、CSRレポート（毎年発行）をご覧ください。 http://www.sekisui.co.jp/csr/report/index.html ・環境経営方針については下記の通り。 ＜理念＞ 積水化学グループはエコロジーとエコノミーを両立させて成長し続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献するグローバルな環境トップランナーを目指します。 ＜基本方針＞ 積水化学グループ各社は、未来のこども達に美しい地球を残すため、私達が活動する全ての国・地域において地球温暖化の防止や生物多様性の保全、循環型社会の構築に貢献する取り組みを進めます。 1. 研究開発から調達・生産・販売・使用・廃棄にいたる製品のライフサイクルのすべての段階において環境に配慮し、製品・サービスそのもので環境に貢献します。 2. すべての事業所と事務所において環境に配慮した事業活動に取り組むとともにお客様やビジネスパートナーとも連携して取り組みを発展させていきます。 3. 限りある資源やエネルギーの効率的活用を推進し、温室効果ガスや有害化学物質などによる環境負荷の低減と汚染の防止に努めます。 4. 関係する法令や国際ルールを遵守します。 5. 教育を通じて環境に対する意識の向上に努めるとともに、自主的な目的・目標を設定して継続的改善を進めます。 6. 社会とのコミュニケーションを密にして信頼を高めます。 7. 自然保護活動等、地域における社会貢献活動に積極的に取り組みます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業情報開示方針および株主との建設的な対話に関する基本方針を策定・公表しています。 運用に当たっては独自の企業情報開示規則を策定し、企業活動すべてにおいて徹底を図っています。
	＜ダイバーシティの推進について＞

その他	当社は、国内外で働く多様なグループ従業員一人ひとりに潜在する力を最大限に引き出し成長を促す施策を「グループ」「グローバル」「ダイバーシティ」の3つの切り口で展開しています。 持続的な成長のためには、女性や高年齢者・外国籍など多様な人材が活躍できることが不可欠であるとの考えから、採用・雇用及び育成施策に具体的な数値目標を設定・公表し推進しております。（詳細はCSRレポートP.43～P.54をご参照ください） 　更に、今後、女性の活躍促進を含む多様性の確保を一層促進するためのダイバーシティマネジメント方針を制定し展開していくことにしています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の規定に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針を定め、運用しています。

(1)当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行います。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、CSR委員会の専門分科会として「コンプライアンス分科会」を設置します。当該分科会は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の企画、検討および決定を行います。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役または執行役員が務めるものとし、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括します。
　また、「積水化学　グループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やE－ラーニングの形で実施します。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ　コンプライアンス・マニュアル」を用いて当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底しています。
加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とします。

(2)当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　「文書管理規則」に従い、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3)当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　「積水化学グループリスク管理要領」に基づき、リスク情報を一元的、網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、リスクの発生防止に努めます。重大なリスクが発生した場合は、「積水化学グループ危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行います。

(4)当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定します。
　また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置します。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ的確に行います。

(5)当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

　当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしています。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図ります。
　グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させます。
　加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部会に内容を報告し、当該推進部会がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がコンプライアンス分科会委員長に任命された取締役または執行役員に集約されるようにし、再発防止を徹底します。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとります。

(7)(6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとします。

(8)(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとします。

(9)当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人は、当社の監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告します。
　1)毎月の経営状況として重要な事項
　2)当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　3)リスク管理に関する重要な事項
　4)重大な法令・定款違反
　5)社内通報制度の通報状況
　6)その他コンプライアンス上重要な事項
　また、当社の監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、当社の代表取締役および監査役会に報告します。

(10)監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制.
　当社は、当社およびグループ会社に勤務する者が監査役等に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人に周知徹底します。

・財務報告に係る内部統制を整備し、内部統制を推進する専門部署を設置して運用しております。全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの適正性をモニタリングしており、会計監査人の監査などの結果は、会計監査人より直接担当取締役や監査役へ適宜報告されています。運用状況および評価についても、毎年の取締役会で審議を行っています。
・当社は、取締役と行う利益相反取引について、取締役会規則において取締役会の決議事項として明示し、取締役会においては、実際の個別取引に係る承認または報告を通じて社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況などについて、適宜報告を求めています。
・当社は、内部通報に係る社内通報制度「S・C・A・N」（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）を構築し、当社グループの全従業員が利用できる仕組みを運用しています。本制度は、社長から任命を受けた役員の監督の下で運用し、内部通報体制の運用状況は取締役会に報告します。
・内部通報の体制として、社内の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した通報窓口を設置しています。また、当社の「内部通報規則」で通報者の保護を規定し、通報窓口以外には通報者の情報を秘匿するなど、通報者が不利益を被らない体制を整備しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方
・「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び企業倫理に従って行動するための指針を提示しております。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備すると共に、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、同マニュアルを用いて当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しております。

□整備状況
・反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを周知徹底する等、コンプライアンスを重視する風土を作り上げるべく活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の皆様のご承認の下、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入しました。
本プランは、大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。
買収防衛策の内容については「2015年6月25日開催当社第93回定時株主総会招集ご通知」に記載しています。同通知については当社のウェブサイト（http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/soukai/soukai93.pdf　P.46～P.48）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

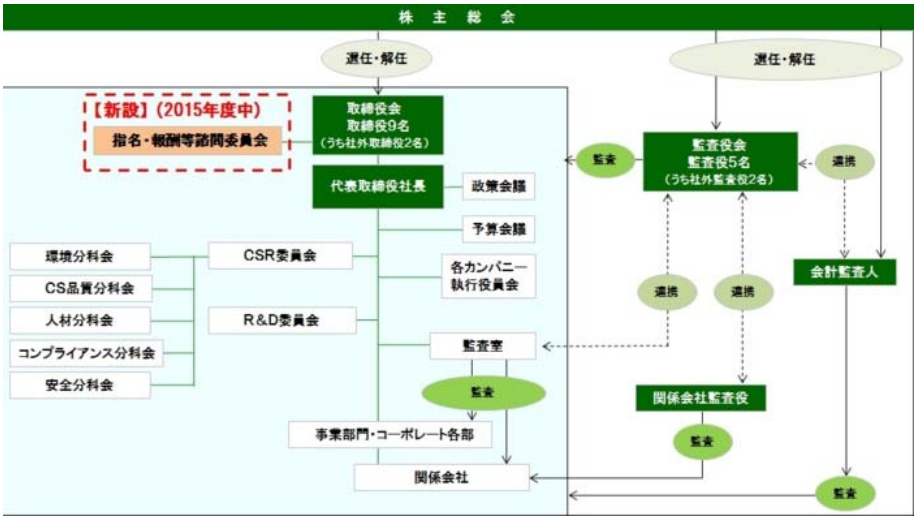

最終更新日：2015年10月29日
積水化学工業株式会社
代表取締役社長　高下貞二
問合せ先：経営戦略部 TEL：03-5521-0522
証券コード：4204
http://www.sekisui.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

積水化学グループ（以下、当社グループ）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針とします。その実現に向け、経営の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を追求するとともに、当社社是に掲げる社会的価値の創造を通して、当社が重視する「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応え続けていきます。

「社是」“3S精神”
Service
企業活動を通じて社会*的価値を創造する
Speed
積水を千切の谿に決するスピードをもって市場を変革する
Superiority
際立つ技術と品質で社会*からの信頼を獲得する
＊「社会」とは5つのステークホルダーをはじめとした社会全体

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、コードに制定されている各原則については、
今後対応が必要なものも含めて実施してまいります。実施しない理由を説明する項目はありません。

◆今回実施することとした事項　＊2015年10月29日より実施
1. 上場株式の政策保有に関する基本方針および議決権行使方針の開示【原則1-4.】
2. 株主との建設的な対話に関する基本方針の開示【原則5-1.】
3. 社外役員の独立性基準の策定・開示【原則4-9.】

※今後対応が必要な項目は以下に示すとおりです。
◆〔新たに実施する事項〕　＊2015年度中
1. 指名・報酬等諮問委員会の設置【原則4-10.】【補充原則4-10.1】

◆〔一層進化させることを決定した事項〕
1. 積水ダイバーシティマネジメント方針の制定【原則2-4】
2. 取締役、監査役に対するトレーニング方針の策定・実施【補充原則4-14.2】
3. 取締役会での検討　＊現在、取締役会以外の会議体で対応
 1)株主総会議案への反対票についての分析と対応検討【補充原則1-1.1】
 2)主要な政策保有株式の保有要否の検討【原則1-4】
 3)企業行動指針の実践状況の報告・検討【補充原則2-2.1】
 4)内部通報制度運用状況の報告・検討【原則2-5】
 5)取締役会実効性の分析・評価と結果の開示【原則4-11】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、これまでの当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス向上の取組みを一層進化させ、ステークホルダーの皆様に対して、当社の考え方と取組みについてお伝えすることを目的として、「SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則」を制定・公表しています。

（日本語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgp.pdf
（英語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgpe.pdf

上記原則に加えて、「コーポレートガバナンス・コード」における基本原則・原則・補充原則の全73項目に対する当社の取組み状況や考え方について、現在その実施方法を検討中の項目を含め「コーポレートガバナンス・コード各原則への取組みについて」として、とりまとめ、公表しておりますので下記をご参照ください。

（日本語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgi.pdf
（英語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgie.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
旭化成株式会社	31,039,000	5.96
積水ハウス株式会社	20,592,000	3.95
第一生命保険株式会社	19,681,000	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,515,000	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,039,000	2.69
東京海上日動火災保険株式会社	11,946,000	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY　505225	10,316,000	1.98
積水化学グループ従業員持株会	9,090,000	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385164	8,557,000	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,618,000	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

韓国証券取引所に上場している子会社が1社あり、理事(取締役に相当)は過半数を派遣しているものの、代表理事(代表取締役に相当)は当該事業会社から起用しており、現地の事情に合わせた経営を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長島徹	他の会社の出身者								△			
石塚邦雄	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長島徹	○	帝人株式会社　相談役	長島氏は帝人株式会社相談役を務めており、高機能製品を中心とする素材産業における経営者として培われた豊富な知識と経験を活かした助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。
石塚邦雄	○	・株式会社三越伊勢丹ホールディングス 代表取締役会長執行役員 ・株式会社三越伊勢丹 代表取締役会長執行役員	石塚氏は株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員を務めており、第一線の小売サービス業の経営者としての経験と知識を活かした助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役は会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、定期的に相互の情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。
・内部監査部門と取締役・監査役との連携については、各事業分野における担当取締役や常勤監査役が直接連絡・調整に当たるほか、事務局が指示を受け、必要な調査や情報提供を行う体制を整えています。
＜取締役＞
監査室による内部監査の結果と指摘事項などについては、監査報告書として速やかに各取締役に送付され、指摘事項については担当役員が対応を行い、改善状況を回答しています。加えて社長は定期的に、監査室から直接詳しい状況報告を受けています。
＜監査役＞
監査役会は定期的に内部監査部門と意見交換会を行っており、現状の社内の問題点を把握し、監査役往査の必要性を適宜判断しています。また専任の担当者を置き、社内からの情報の収集や必要なヒアリングの実施などを行っています。
また、監査室による内部監査の結果と指摘事項などに関する改善状況は、監査役へ適時報告されています。各事業分野における担当取締役や常勤監査役が直接連絡・調整に当たるほか、事務局が指示を受け、必要な調査や情報提供を行う体制を整えています。
・監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書確認などにより、その権限が支障なく行使できる体制を当社グループ全体に確立しています。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役、取締役および執行役員と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより相互認識を深めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤徹夫	弁護士													
西育良	公認会計士													
鈴木和幸	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤徹夫	○	東京富士法律事務所　弁護士	小澤氏は、弁護士としての法的視点および幅広い見識と企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
西育良	○	西育良公認会計士事務所　所長 株式会社キリン堂ホールディングス　社外監査役	西氏は公認会計士として、財務および会計に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
鈴木和幸	○	電気通信大学大学院　教授	鈴木氏は大学教授として、品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

・当社の社外取締役・社外監査役には、当社が定める社外役員の独立性基準を満たす十分な独立性を有する人物を指名することとしており、現在の社外取締役・社外監査役の5名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
（社外役員の独立性基準についてはSEKISUI コーポレート・ガバナンス原則の別添資料として公表しておりますのでご参照ください）
・直近事業年度において、長島取締役、石塚取締役とも、取締役会18回のうち18回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
・直近事業年度において、長田監査役（2015年6月退任）は、取締役会18回のうち18回すべてに、監査役会18回のすべてに出席し、品質管理ならびに技術経営に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。大西監査役（2015年6月退任）は、取締役会18回のうち18回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。小澤監査役（2014年6月就任）は、就任後の取締役会14回のうち14回すべてに、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	ストックオプション制度の導入

施策の実施状況	

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・当社の執行役員についてもストックオプションの対象としております。
・当社の従業員については、当社の幹部従業員とし、全社の業績に大きな影響力を持つ地位にあるため、対象にしています。
・関係会社の代表取締役、一部取締役については、連結経営の観点からグループ業績に大きな影響力をもつため、対象にしています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬については、取締役、監査役別に各々の総額を有価証券報告書に開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬は、月次報酬、賞与、ストック・オプションにより構成されており、月次報酬は、役割と責任に応じた一定額を支給しています。また、賞与は、全社業績と配当政策に連動した支給基準に基づき決定し、ストック・オプションは、取締役の職務別に付与数を定めています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

・コーポレート経営戦略部が取締役会事務局となり、取締役会議題の内容に応じて組織横断的に連携して、審議のための十分な資料を事前配布し、取締役から事前質問が出来るような状況を整備します。
・取締役会事務局は、社外取締役に対して事前に訪問して説明を実施するなど審議内容の理解促進に努めます。
・コーポレート監査室および秘書グループが監査役会事務局を担当し、監査役の監査業務および監査役会の運営につき補助を行うとともに、コーポレート各部所と連携し、必要に応じて社外監査役が重要書類の閲覧や各部門責任者へのヒアリングを実施できる体制を整えております。
・監査役会は、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役会＞
取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて株主からの受託者責任を果たすべく、取締役候補・監査役候補・執行役員の選任、取締役・執行役員の報酬の決定、および重要な業務執行の決定などを通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、企業戦略などの大きな方向性を示し、重要な経営資源の配分について決定します。
当社は定款上取締役の員数を１５名以内としておりますが、独立役員の要件を満たす社外取締役2名を選任するとともに、取締役会は10名以内の取締役で構成することとし、取締役会における機動的な経営判断と監督機能の強化を実施しております
＜取締役会の構成について＞
当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性および適正人数を保つこととしています。社内取締役に事業のトップであるカンパニープレジデントと、豊富な経験・専門性を有するコーポレートの統括役員を選任しており、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たしています。
取締役の選任については、現在も経営理念や経営戦略を踏まえて適切に行われていますが、より手続きの公平性・透明性を高めるべく、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会の設置と活用について検討しています。
＜業務執行体制＞
2008年4月より、カンパニー制の下、各カンパニーの事業環境変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。
＜執行役員制度について＞
業務に専念する役員を設け、事業機会への迅速な対応を行います。また、各カンパニーには、カンパニーの最高意思決定機関である「執行役員会」を設け、取締役会から執行役員会へ大幅に権限を委譲しております。なお、執行役員の任期については１年とし、取締役会の決議により選任を行います。
＜監査体制＞
社長の直轄組織である監査室が、グループ全体の業務に関する内部監査を行っております。当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、小西幹男、小川佳男、松浦大であり、各公認会計士は、同監査法人において策定された交代計画に基づき適時交代することとなっております。
また、監査役は、各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部所の調査、重要案件の決裁書の確認等により、監査役が支障なく監査できる社内体制をグループ全体に確立しております。また、社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、社長との相互認識を深めております。
内部監査は、内部監査規則、年間の監査方針及び監査計画書に基づき実地監査を行い、その監査の結果は、社長、取締役、監査役および関係部所に報告されています。また、必要に応じて、被監査部所からの改善回答書の取得やフォロー監査により、内部統制システムの整備・向上に繋げております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。
当社では、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること、および迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しています。
独立性を有する社外取締役2名を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、また監査体制の充実を図ることで経営の透明性、公正性を確保しており、現在の体制は当社に適したものであると判断しております。
さらに取締役会の機能を補完し、より経営の透明性・公正性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会を設置と活用を検討しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を避ける設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月の定時株主総会より、投資家向け電磁的方法による議決権行使制度を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	―――
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイト上に英文を公表しております。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに強化するために、株主総会当日の出席株主に対して、アンケートを実施。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業情報開示方針理念および株主との建設的な対話に関する基本方針を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、東京・大阪等で開催（株主総会は大阪で開催）。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業績概要、決算について四半期に1回開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア地域で定期的にIRを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、IR説明会資料を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部所：経営戦略部IRグループ ／ IR担当役員：取締役執行役員　経営戦略部長	
その他	投資家向けE-mailマガジンを発行。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是及び企業行動指針に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・積水化学グループでは、企業活動の根底にある考え方や方針を示す社是の中で、「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応えることを掲げており、これを実現していくことが、企業の社会的責任（CSR）を果たすことだと考えております。 そのために、「環境」「CS品質」「人材」の3つで「際立ち」、取り組みの基盤をなす「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「コミュニケーション」という3つの「誠実さ」でCSR経営を進めていきます。 なお、CSR経営を進めていく上で、先進企業として際立ち、グローバルの視点で対応することを目的としたCSRに関する下記方針を制定しております。 1）環境経営方針 2）CS品質経営方針 3）安全方針 4）人材・人権方針 5）社会貢献活動方針 各方針の詳細、具体的な取組みについては、CSRレポート（毎年発行）をご覧ください。 http://www.sekisui.co.jp/csr/report/index.html ・環境経営方針については下記の通り。 ＜理念＞ 積水化学グループはエコロジーとエコノミーを両立させて成長し続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献するグローバルな環境トップランナーを目指します。 ＜基本方針＞ 積水化学グループ各社は、未来のこども達に美しい地球を残すため、私達が活動する全ての国・地域において地球温暖化の防止や生物多様性の保全、循環型社会の構築に貢献する取り組みを進めます。 1. 研究開発から調達・生産・販売・使用・廃棄にいたる製品のライフサイクルのすべての段階において環境に配慮し、製品・サービスそのもので環境に貢献します。 2. すべての事業所と事務所において環境に配慮した事業活動に取り組むとともにお客様やビジネスパートナーとも連携して取り組みを発展させていきます。 3. 限りある資源やエネルギーの効率的活用を推進し、温室効果ガスや有害化学物質などによる環境負荷の低減と汚染の防止に努めます。 4. 関係する法令や国際ルールを遵守します。 5. 教育を通じて環境に対する意識の向上に努めるとともに、自主的な目的・目標を設定して継続的改善を進めます。 6. 社会とのコミュニケーションを密にして信頼を高めます。 7. 自然保護活動等、地域における社会貢献活動に積極的に取り組みます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業情報開示方針および株主との建設的な対話に関する基本方針を策定・公表しています。 運用に当たっては独自の企業情報開示規則を策定し、企業活動すべてにおいて徹底を図っています。
	＜ダイバーシティの推進について＞

その他	当社は、国内外で働く多様なグループ従業員一人ひとりに潜在する力を最大限に引き出し成長を促す施策を「グループ」「グローバル」「ダイバーシティ」の3つの切り口で展開しています。 持続的な成長のためには、女性や高年齢者・外国籍など多様な人材が活躍できることが不可欠であるとの考えから、採用・雇用及び育成施策に具体的な数値目標を設定・公表し推進しております。（詳細はCSRレポートP.43～P.54をご参照ください） 　更に、今後、女性の活躍促進を含む多様性の確保を一層促進するためのダイバーシティマネジメント方針を制定し展開していくことにしています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の規定に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針を定め、運用しています。

(1)当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行います。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、CSR委員会の専門分科会として「コンプライアンス分科会」を設置します。当該分科会は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の企画、検討および決定を行います。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役または執行役員が務めるものとし、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括します。
　また、「積水化学　グループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やE－ラーニングの形で実施します。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ　コンプライアンス・マニュアル」を用いて当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底しています。
加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とします。

(2)当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　「文書管理規則」に従い、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3)当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　「積水化学グループリスク管理要領」に基づき、リスク情報を一元的、網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、リスクの発生防止に努めます。重大なリスクが発生した場合は、「積水化学グループ危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行います。

(4)当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定します。
　また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置します。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ的確に行います。

(5)当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

　当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしています。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図ります。
　グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させます。
　加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部会に内容を報告し、当該推進部会がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がコンプライアンス分科会委員長に任命された取締役または執行役員に集約されるようにし、再発防止を徹底します。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとります。

(7)(6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとします。

(8)(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとします。

(9)当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人は、当社の監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告します。
　1)毎月の経営状況として重要な事項
　2)当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　3)リスク管理に関する重要な事項
　4)重大な法令・定款違反
　5)社内通報制度の通報状況
　6)その他コンプライアンス上重要な事項
　また、当社の監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、当社の代表取締役および監査役会に報告します。

(10)監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制.
　当社は、当社およびグループ会社に勤務する者が監査役等に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人に周知徹底します。

・財務報告に係る内部統制を整備し、内部統制を推進する専門部署を設置して運用しております。全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの適正性をモニタリングしており、会計監査人の監査などの結果は、会計監査人より直接担当取締役や監査役へ適宜報告されています。運用状況および評価についても、毎年の取締役会で審議を行っています。
・当社は、取締役と行う利益相反取引について、取締役会規則において取締役会の決議事項として明示し、取締役会においては、実際の個別取引に係る承認または報告を通じて社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況などについて、適宜報告を求めています。
・当社は、内部通報に係る社内通報制度「S・C・A・N」（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）を構築し、当社グループの全従業員が利用できる仕組みを運用しています。本制度は、社長から任命を受けた役員の監督の下で運用し、内部通報体制の運用状況は取締役会に報告します。
・内部通報の体制として、社内の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した通報窓口を設置しています。また、当社の「内部通報規則」で通報者の保護を規定し、通報窓口以外には通報者の情報を秘匿するなど、通報者が不利益を被らない体制を整備しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方
・「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び企業倫理に従って行動するための指針を提示しております。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備すると共に、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、同マニュアルを用いて当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しております。

□整備状況
・反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを周知徹底する等、コンプライアンスを重視する風土を作り上げるべく活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の皆様のご承認の下、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入しました。
本プランは、大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。
買収防衛策の内容については「2015年6月25日開催当社第93回定時株主総会招集ご通知」に記載しています。同通知については当社のウェブサイト（http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/soukai/soukai93.pdf　P.46～P.48）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

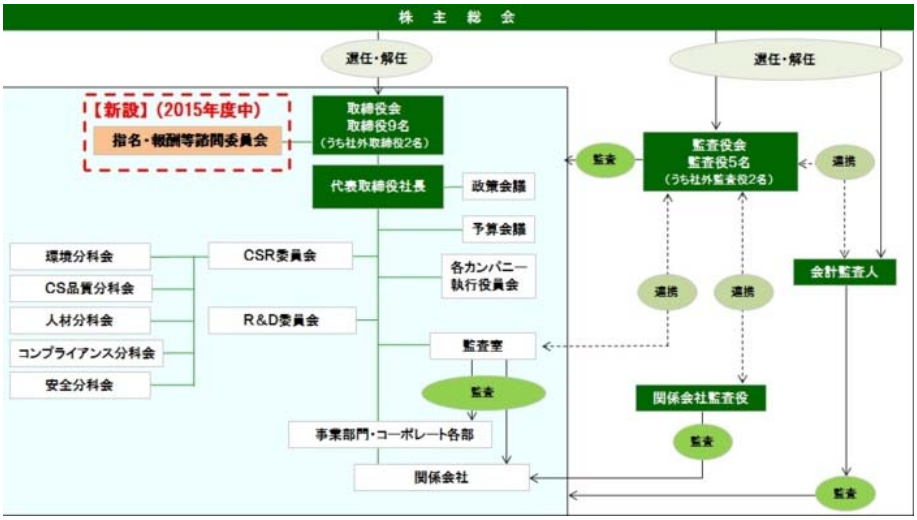

最終更新日：2015年10月29日
積水化学工業株式会社
代表取締役社長　高下貞二
問合せ先：経営戦略部 TEL：03-5521-0522
証券コード：4204
http://www.sekisui.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

積水化学グループ（以下、当社グループ）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針とします。その実現に向け、経営の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を追求するとともに、当社社是に掲げる社会的価値の創造を通して、当社が重視する「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応え続けていきます。

「社是」“3S精神”
Service
企業活動を通じて社会*的価値を創造する
Speed
積水を千切の谿に決するスピードをもって市場を変革する
Superiority
際立つ技術と品質で社会*からの信頼を獲得する
＊「社会」とは5つのステークホルダーをはじめとした社会全体

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、コードに制定されている各原則については、
今後対応が必要なものも含めて実施してまいります。実施しない理由を説明する項目はありません。

◆今回実施することとした事項　＊2015年10月29日より実施
1. 上場株式の政策保有に関する基本方針および議決権行使方針の開示【原則1-4.】
2. 株主との建設的な対話に関する基本方針の開示【原則5-1.】
3. 社外役員の独立性基準の策定・開示【原則4-9.】

※今後対応が必要な項目は以下に示すとおりです。
◆〔新たに実施する事項〕　＊2015年度中
1. 指名・報酬等諮問委員会の設置【原則4-10.】【補充原則4-10.1】

◆〔一層進化させることを決定した事項〕
1. 積水ダイバーシティマネジメント方針の制定【原則2-4】
2. 取締役、監査役に対するトレーニング方針の策定・実施【補充原則4-14.2】
3. 取締役会での検討　＊現在、取締役会以外の会議体で対応
 1)株主総会議案への反対票についての分析と対応検討【補充原則1-1.1】
 2)主要な政策保有株式の保有要否の検討【原則1-4】
 3)企業行動指針の実践状況の報告・検討【補充原則2-2.1】
 4)内部通報制度運用状況の報告・検討【原則2-5】
 5)取締役会実効性の分析・評価と結果の開示【原則4-11】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、これまでの当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス向上の取組みを一層進化させ、ステークホルダーの皆様に対して、当社の考え方と取組みについてお伝えすることを目的として、「SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則」を制定・公表しています。

（日本語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgp.pdf
（英語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgpe.pdf

上記原則に加えて、「コーポレートガバナンス・コード」における基本原則・原則・補充原則の全73項目に対する当社の取組み状況や考え方について、現在その実施方法を検討中の項目を含め「コーポレートガバナンス・コード各原則への取組みについて」として、とりまとめ、公表しておりますので下記をご参照ください。

（日本語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgi.pdf
（英語）http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/20151029cgie.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
旭化成株式会社	31,039,000	5.96
積水ハウス株式会社	20,592,000	3.95
第一生命保険株式会社	19,681,000	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,515,000	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,039,000	2.69
東京海上日動火災保険株式会社	11,946,000	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY　505225	10,316,000	1.98
積水化学グループ従業員持株会	9,090,000	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385164	8,557,000	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,618,000	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

韓国証券取引所に上場している子会社が1社あり、理事(取締役に相当)は過半数を派遣しているものの、代表理事(代表取締役に相当)は当該事業会社から起用しており、現地の事情に合わせた経営を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長島徹	他の会社の出身者								△			
石塚邦雄	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長島徹	○	帝人株式会社　相談役	長島氏は帝人株式会社相談役を務めており、高機能製品を中心とする素材産業における経営者として培われた豊富な知識と経験を活かした助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。
石塚邦雄	○	・株式会社三越伊勢丹ホールディングス 代表取締役会長執行役員 ・株式会社三越伊勢丹 代表取締役会長執行役員	石塚氏は株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員を務めており、第一線の小売サービス業の経営者としての経験と知識を活かした助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役は会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、定期的に相互の情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。
・内部監査部門と取締役・監査役との連携については、各事業分野における担当取締役や常勤監査役が直接連絡・調整に当たるほか、事務局が指示を受け、必要な調査や情報提供を行う体制を整えています。
＜取締役＞
監査室による内部監査の結果と指摘事項などについては、監査報告書として速やかに各取締役に送付され、指摘事項については担当役員が対応を行い、改善状況を回答しています。加えて社長は定期的に、監査室から直接詳しい状況報告を受けています。
＜監査役＞
監査役会は定期的に内部監査部門と意見交換会を行っており、現状の社内の問題点を把握し、監査役往査の必要性を適宜判断しています。また専任の担当者を置き、社内からの情報の収集や必要なヒアリングの実施などを行っています。
また、監査室による内部監査の結果と指摘事項などに関する改善状況は、監査役へ適時報告されています。各事業分野における担当取締役や常勤監査役が直接連絡・調整に当たるほか、事務局が指示を受け、必要な調査や情報提供を行う体制を整えています。
・監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書確認などにより、その権限が支障なく行使できる体制を当社グループ全体に確立しています。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役、取締役および執行役員と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより相互認識を深めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤徹夫	弁護士													
西育良	公認会計士													
鈴木和幸	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤徹夫	○	東京富士法律事務所　弁護士	小澤氏は、弁護士としての法的視点および幅広い見識と企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
西育良	○	西育良公認会計士事務所　所長 株式会社キリン堂ホールディングス　社外監査役	西氏は公認会計士として、財務および会計に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
鈴木和幸	○	電気通信大学大学院　教授	鈴木氏は大学教授として、品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

・当社の社外取締役・社外監査役には、当社が定める社外役員の独立性基準を満たす十分な独立性を有する人物を指名することとしており、現在の社外取締役・社外監査役の5名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
（社外役員の独立性基準についてはSEKISUI コーポレート・ガバナンス原則の別添資料として公表しておりますのでご参照ください）
・直近事業年度において、長島取締役、石塚取締役とも、取締役会18回のうち18回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
・直近事業年度において、長田監査役（2015年6月退任）は、取締役会18回のうち18回すべてに、監査役会18回のすべてに出席し、品質管理ならびに技術経営に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。大西監査役（2015年6月退任）は、取締役会18回のうち18回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。小澤監査役（2014年6月就任）は、就任後の取締役会14回のうち14回すべてに、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	ストックオプション制度の導入

施策の実施状況	

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・当社の執行役員についてもストックオプションの対象としております。
・当社の従業員については、当社の幹部従業員とし、全社の業績に大きな影響力を持つ地位にあるため、対象にしています。
・関係会社の代表取締役、一部取締役については、連結経営の観点からグループ業績に大きな影響力をもつため、対象にしています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬については、取締役、監査役別に各々の総額を有価証券報告書に開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および監査役の報酬は、月次報酬、賞与、ストック・オプションにより構成されており、月次報酬は、役割と責任に応じた一定額を支給しています。また、賞与は、全社業績と配当政策に連動した支給基準に基づき決定し、ストック・オプションは、取締役の職務別に付与数を定めています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

・コーポレート経営戦略部が取締役会事務局となり、取締役会議題の内容に応じて組織横断的に連携して、審議のための十分な資料を事前配布し、取締役から事前質問が出来るような状況を整備します。
・取締役会事務局は、社外取締役に対して事前に訪問して説明を実施するなど審議内容の理解促進に努めます。
・コーポレート監査室および秘書グループが監査役会事務局を担当し、監査役の監査業務および監査役会の運営につき補助を行うとともに、コーポレート各部所と連携し、必要に応じて社外監査役が重要書類の閲覧や各部門責任者へのヒアリングを実施できる体制を整えております。
・監査役会は、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役会＞
取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて株主からの受託者責任を果たすべく、取締役候補・監査役候補・執行役員の選任、取締役・執行役員の報酬の決定、および重要な業務執行の決定などを通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、企業戦略などの大きな方向性を示し、重要な経営資源の配分について決定します。
当社は定款上取締役の員数を１５名以内としておりますが、独立役員の要件を満たす社外取締役2名を選任するとともに、取締役会は10名以内の取締役で構成することとし、取締役会における機動的な経営判断と監督機能の強化を実施しております
＜取締役会の構成について＞
当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性および適正人数を保つこととしています。社内取締役に事業のトップであるカンパニープレジデントと、豊富な経験・専門性を有するコーポレートの統括役員を選任しており、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たしています。
取締役の選任については、現在も経営理念や経営戦略を踏まえて適切に行われていますが、より手続きの公平性・透明性を高めるべく、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会の設置と活用について検討しています。
＜業務執行体制＞
2008年4月より、カンパニー制の下、各カンパニーの事業環境変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。
＜執行役員制度について＞
業務に専念する役員を設け、事業機会への迅速な対応を行います。また、各カンパニーには、カンパニーの最高意思決定機関である「執行役員会」を設け、取締役会から執行役員会へ大幅に権限を委譲しております。なお、執行役員の任期については１年とし、取締役会の決議により選任を行います。
＜監査体制＞
社長の直轄組織である監査室が、グループ全体の業務に関する内部監査を行っております。当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、小西幹男、小川佳男、松浦大であり、各公認会計士は、同監査法人において策定された交代計画に基づき適時交代することとなっております。
また、監査役は、各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部所の調査、重要案件の決裁書の確認等により、監査役が支障なく監査できる社内体制をグループ全体に確立しております。また、社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、社長との相互認識を深めております。
内部監査は、内部監査規則、年間の監査方針及び監査計画書に基づき実地監査を行い、その監査の結果は、社長、取締役、監査役および関係部所に報告されています。また、必要に応じて、被監査部所からの改善回答書の取得やフォロー監査により、内部統制システムの整備・向上に繋げております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。
当社では、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること、および迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しています。
独立性を有する社外取締役2名を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、また監査体制の充実を図ることで経営の透明性、公正性を確保しており、現在の体制は当社に適したものであると判断しております。
さらに取締役会の機能を補完し、より経営の透明性・公正性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会を設置と活用を検討しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を避ける設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月の定時株主総会より、投資家向け電磁的方法による議決権行使制度を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	―――
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイト上に英文を公表しております。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに強化するために、株主総会当日の出席株主に対して、アンケートを実施。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業情報開示方針理念および株主との建設的な対話に関する基本方針を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、東京・大阪等で開催（株主総会は大阪で開催）。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業績概要、決算について四半期に1回開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア地域で定期的にIRを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、IR説明会資料を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部所：経営戦略部IRグループ ／ IR担当役員：取締役執行役員　経営戦略部長	
その他	投資家向けE-mailマガジンを発行。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是及び企業行動指針に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・積水化学グループでは、企業活動の根底にある考え方や方針を示す社是の中で、「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応えることを掲げており、これを実現していくことが、企業の社会的責任（CSR）を果たすことだと考えております。 そのために、「環境」「CS品質」「人材」の3つで「際立ち」、取り組みの基盤をなす「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「コミュニケーション」という3つの「誠実さ」でCSR経営を進めていきます。 なお、CSR経営を進めていく上で、先進企業として際立ち、グローバルの視点で対応することを目的としたCSRに関する下記方針を制定しております。 1）環境経営方針 2）CS品質経営方針 3）安全方針 4）人材・人権方針 5）社会貢献活動方針 各方針の詳細、具体的な取組みについては、CSRレポート（毎年発行）をご覧ください。 http://www.sekisui.co.jp/csr/report/index.html ・環境経営方針については下記の通り。 ＜理念＞ 積水化学グループはエコロジーとエコノミーを両立させて成長し続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献するグローバルな環境トップランナーを目指します。 ＜基本方針＞ 積水化学グループ各社は、未来のこども達に美しい地球を残すため、私達が活動する全ての国・地域において地球温暖化の防止や生物多様性の保全、循環型社会の構築に貢献する取り組みを進めます。 1. 研究開発から調達・生産・販売・使用・廃棄にいたる製品のライフサイクルのすべての段階において環境に配慮し、製品・サービスそのもので環境に貢献します。 2. すべての事業所と事務所において環境に配慮した事業活動に取り組むとともにお客様やビジネスパートナーとも連携して取り組みを発展させていきます。 3. 限りある資源やエネルギーの効率的活用を推進し、温室効果ガスや有害化学物質などによる環境負荷の低減と汚染の防止に努めます。 4. 関係する法令や国際ルールを遵守します。 5. 教育を通じて環境に対する意識の向上に努めるとともに、自主的な目的・目標を設定して継続的改善を進めます。 6. 社会とのコミュニケーションを密にして信頼を高めます。 7. 自然保護活動等、地域における社会貢献活動に積極的に取り組みます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業情報開示方針および株主との建設的な対話に関する基本方針を策定・公表しています。 運用に当たっては独自の企業情報開示規則を策定し、企業活動すべてにおいて徹底を図っています。
	＜ダイバーシティの推進について＞

その他	当社は、国内外で働く多様なグループ従業員一人ひとりに潜在する力を最大限に引き出し成長を促す施策を「グループ」「グローバル」「ダイバーシティ」の3つの切り口で展開しています。 持続的な成長のためには、女性や高年齢者・外国籍など多様な人材が活躍できることが不可欠であるとの考えから、採用・雇用及び育成施策に具体的な数値目標を設定・公表し推進しております。（詳細はCSRレポートP.43～P.54をご参照ください） 　更に、今後、女性の活躍促進を含む多様性の確保を一層促進するためのダイバーシティマネジメント方針を制定し展開していくことにしています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の規定に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針を定め、運用しています。

(1)当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行います。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、CSR委員会の専門分科会として「コンプライアンス分科会」を設置します。当該分科会は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の企画、検討および決定を行います。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役または執行役員が務めるものとし、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括します。
　また、「積水化学　グループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やE－ラーニングの形で実施します。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ　コンプライアンス・マニュアル」を用いて当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底しています。
加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とします。

(2)当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　「文書管理規則」に従い、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3)当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　「積水化学グループリスク管理要領」に基づき、リスク情報を一元的、網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、リスクの発生防止に努めます。重大なリスクが発生した場合は、「積水化学グループ危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行います。

(4)当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定します。
　また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置します。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ的確に行います。

(5)当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

　当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしています。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図ります。
　グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させます。
　加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部会に内容を報告し、当該推進部会がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がコンプライアンス分科会委員長に任命された取締役または執行役員に集約されるようにし、再発防止を徹底します。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとります。

(7)(6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとします。

(8)(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとします。

(9)当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人は、当社の監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告します。
　1)毎月の経営状況として重要な事項
　2)当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　3)リスク管理に関する重要な事項
　4)重大な法令・定款違反
　5)社内通報制度の通報状況
　6)その他コンプライアンス上重要な事項
　また、当社の監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、当社の代表取締役および監査役会に報告します。

(10)監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制.
　当社は、当社およびグループ会社に勤務する者が監査役等に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人に周知徹底します。

・財務報告に係る内部統制を整備し、内部統制を推進する専門部署を設置して運用しております。全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの適正性をモニタリングしており、会計監査人の監査などの結果は、会計監査人より直接担当取締役や監査役へ適宜報告されています。運用状況および評価についても、毎年の取締役会で審議を行っています。
・当社は、取締役と行う利益相反取引について、取締役会規則において取締役会の決議事項として明示し、取締役会においては、実際の個別取引に係る承認または報告を通じて社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況などについて、適宜報告を求めています。
・当社は、内部通報に係る社内通報制度「S・C・A・N」（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）を構築し、当社グループの全従業員が利用できる仕組みを運用しています。本制度は、社長から任命を受けた役員の監督の下で運用し、内部通報体制の運用状況は取締役会に報告します。
・内部通報の体制として、社内の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した通報窓口を設置しています。また、当社の「内部通報規則」で通報者の保護を規定し、通報窓口以外には通報者の情報を秘匿するなど、通報者が不利益を被らない体制を整備しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方
・「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び企業倫理に従って行動するための指針を提示しております。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備すると共に、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、同マニュアルを用いて当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しております。

□整備状況
・反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを周知徹底する等、コンプライアンスを重視する風土を作り上げるべく活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の皆様のご承認の下、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入しました。
本プランは、大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。
買収防衛策の内容については「2015年6月25日開催当社第93回定時株主総会招集ご通知」に記載しています。同通知については当社のウェブサイト（http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/soukai/soukai93.pdf　P.46～P.48）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

